

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

## Vol.6 平成22・23年度の保険料について

### 1. 平成22・23年度の保険料は、これまでと変わりません

◎平成22・23年度の保険料は、『均等割額』が一人当たり35,300円、『所得割率』が7.15%となり、これまでの保険料を据え置きます。

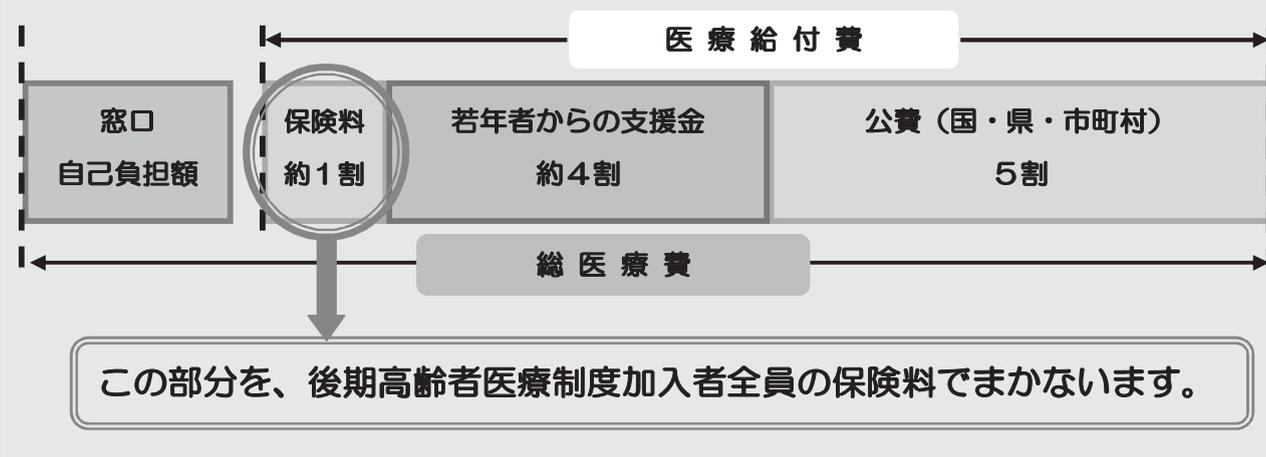
#### 【平成22・23年度の保険料】

均等割額	35,300円
所得割率	7.15%

※平成20・21年度の保険料と変わりません。

◎この保険料は、新潟県内後期高齢者の2年間の医療給付費（医療費から自己負担額を除いた額）の約1割を加入者全員でまかなえるように算定しています。

#### 【医療費の財源構成図】



◎保険料は、加入者が均等に負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて決められる「所得割額」との合計額です（1人当たりの賦課限度額は50万円です。）。

#### 【年間保険料の計算方法】

均等割額  
一人当たり  
35,300円

+

所得割額  
(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額 33万円)  
× 所得割率 7.15%

## 2. 保険料のめやす

前年中の収入状況		均等割額	所得割額	年額保険料	(1か月あたり)
単 身 世 帯	公的年金収入 80 万円の場合	3,530 円 (9割軽減)	0 円	3,500 円	(約 300 円)
	公的年金収入 150 万円の場合	5,295 円 (8.5 割軽減)	0 円	5,200 円	(約 400 円)
	公的年金収入 200 万円の場合	28,240 円 (2 割軽減)	16,802 円 (5 割軽減)	45,000 円	(約 3,800 円)
2 人 暮 ら し	夫：公的年金収入 150 万円 妻：収入なし	5,295 円 (8.5 割軽減)	0 円	5,200 円	(約 400 円)
		5,295 円 (8.5 割軽減)	0 円	5,200 円	(約 400 円)
	夫：公的年金収入 200 万円 妻：公的年金収入 100 万円	28,240 円 (2 割軽減)	16,802 円 (5 割軽減)	45,000 円	(約 3,800 円)
		28,240 円 (2 割軽減)	0 円	28,200 円	(約 2,400 円)
	夫：公的年金収入 250 万円 妻：公的年金収入 200 万円	35,300 円	69,355 円	104,600 円	(約 8,700 円)
		35,300 円	16,802 円 (5 割軽減)	52,100 円	(約 4,300 円)

(遺族年金や障害年金などの非課税年金は、保険料賦課の対象にはなりません。)

平成22年度の保険料については、7月中旬に加入者個人ごとにお知らせいたします。

## 3. 保険料の納め方

### ① 年金から納めていただく方

保険料の年額を、年金の支払月に年6回に分けて納めます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

4～8月【仮徴収】・・・平成22年2月の年金からの徴収額と同額を3回納めます。

10～2月【本徴収】・・・確定した年間保険料額から仮徴収された額を差し引いた残額を3回に分けて納めます。

### ② 口座振替・納付書で納めていただく方

7月中旬に、保険料額決定通知書を発送いたしますので、それまでお待ちください。

保険料の年額を、7月から3月まで年9回に分けて毎月納めます。

4月～6月	7月	8月	9月	10月	・・・	3月
納付なし	毎月、口座振替または納付書で納めます					

7～3月・・・7月中旬に、保険料額決定通知書を送付いたしますので、口座振替または、納付書により毎月納めていただきます。

※口座振替は、納め忘れがなく大変便利です。口座振替をご希望される場合には、金融機関窓口にてお申し込みください。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先 住民福祉課福祉保険班 TEL 64-1472